

《論説》

小麦・砂糖世界市場とドイツ農業生産力(1)

— 第一次大戦前における両者の相互作用的發展について —

河 西 勝

目次

序章

- 第1節 問題の所在
- 第2節 研究史の概略
- 第3節 課題と構成 (以上、本号)

第1章 農業發展におけるプロイセンの道
(以下、次号)

- 第1節 資本家的農企業の誕生
- 第2節 ラントシャフトの成立
- 第3節 プロイセン農業の繁栄
- 第2章 19世紀末農業危機の発生
 - 第1節 小麦・砂糖世界市場の發展
 - 第2節 西部・中部ドイツの農業問題
 - 第3節 東北ドイツの農業問題
- 第3章 ドイツ関税政策の展開
 - 第1節 輸入証明書制度
 - 第2節 小麦世界市場とドイツ農業
 - 第3節 ブラッセル砂糖協定の成立
- 第4章 ドイツ農業の生産力構造
 - 第1節 農業と糖業との結合
 - 第2節 主産地の移動と砂糖カルテル
 - 第3節 高度集約的混合農業の成立
- 第5章 ドイツ農業の金融機構
 - 第1節 不動産抵当制について
 - 第2節 農業危機の現象と本質
 - 第3節 ラントシャフト銀行の役割
- 終章 農・工業における固定資本の形成
 - 第1節 固定資本の概念
 - 第2節 株式証券と抵当証券
 - 第3節 ユニバーサルバンキング
- 参考文献

序 章

第1節 問題の所在

資本主義の發展段階、あるいは特にその帝国主義段階において、農業の發展や農業問題は、いかなる形態をとるのか。その解明は、第一次大戦後における世界的農業問題の分析基準を明らかにするものとして重要な課題をなす。このような宇野弘蔵のいわゆる「農業の段階論的解明」の提唱⁽¹⁾以来、ドイツ第二帝政時の農業問題に関して、多くの研究が進められてきた。しかしながら、それらの研究においては、19世紀末葉に於ける小麦・砂糖市場の發展とドイツ農業生産力形成との関係、そして、その相互作用に及ぼす関税政策の影響に関して、従来、十分な解明がなされてきたとは言い難い。そのような問題関心すらほとんどみられなかった。

これには、いくつかの理由が考えられる。一つには、日本においては、農業問題の中心は、農民問題にあり、農業問題の分析課題は、社会主義的労農同盟論を根拠づけることにある、と見なされたことである。実は、ドイツの農民経営は、小麦・砂糖世界市場の發展とは、少なくとも第一次大戦前は、一般的にそ

(1) 宇野弘蔵『農業問題序論』(1947年、『著作集』第八卷)、同「世界經濟論の方法と目標」(1950年、『著作集』第九卷、)同『經濟政策論』(1954年、『著作集』第七卷)

れほど直接的な関係を持たなかった。それゆえ農民問題に焦点を当てる限り、ドイツ農業の国際的競争力の問題とか、それに対する農業関税政策の影響などは最初から問題にならなかったのである。

本研究は、宇野の問題提起を、農民問題や労農同盟論の方向にではなく、世界市場においてドイツ農業を生産的に代表する資本家的農業企業論の方向で発展させることを課題としている。それによつてはじめて、第一次大戦後の世界的な農業問題が、その起源を、国内的要因にではなく、国際的に発生する市場問題にもつことを明確にすることができると考えるからである。そこで、以上の課題をより具体的に設定するために、そもそも19世紀末に生じたドイツの農業問題が具体的にいかなるものであったかを、追ってみることにする。

1870年代以降、景気の一般的な低迷のもとで、アメリカとロシアから小麦の輸出が増大したことにより、小麦価格は全般的に低落する傾向にあった。ドイツでは70年代末に穀物関税(ただし従量税)が導入され、80年代に関税率がさらに引き上げられた。ところが80年代末から90年代の始めにかけて、一時的に穀物価格が急上昇した。そのために、1890年代にはいって、「工業びいき」の宰相カプリビーは、公約によって穀物関税率を引き下げた。それと重なって穀物価格は急落した。同じころ植民地甘藷糖業に対するヨーロッパ大陸諸国の甜菜糖業の競争が激化し、砂糖危機が発生した。不動産抵当制度によっていたドイツ農業は、過剰債務の危機に陥り、農場の強制競売が蔓延した。

これに対して、東エルベの大農場所有者兼経営者であるユンカーらは、直ちに農業者同盟によって全国の農民層を組織し、国民的な反政府運動を繰り広げた。同盟は、穀物輸入の国有化案など、政府に国家社会主義的要求を突きつけるまでに急進化した。一方、より安い食料と自由貿易をのぞむ労働者大衆のユ

ンカーやプロイセン支配に対する反発も激しくなった。

このような事態の展開は、輸出の増大をはかる工業側と、世界市場における競争の激化によって危機に陥った農業側との間に複雑な利害関係が存在することをものがたっていた。海外の農業発展や国内の急速な工業発展に対して、農業と農村諸階級は保護されるべきかいないか。保護は、国際的競争力を強めることになるのか否か。あるいは、いかにして、ドイツ帝国の農業と工業は、その内部的な利害対立を克服し、農工分業が進む世界市場の発展において確たる地位を占めることができるのか。農業と工業との対立は、経済的には不可避であるとしても、その政治的な解決は、国民国家の存亡に関わっている、とみなされた。

しかし穀物輸入の国有化案などは論外としても、農業関税政策は、世界市場における農工分業の発展を阻害し、より安い穀物の輸入を阻止し、国内の遅れた農業を保護することになる。そうすれば、穀物の市場価格は上がり、一般労働者の実質賃金は下がり、あるいは工業製品の輸出は増進せず、けっきょく国民経済の成長と国民の福祉は削がれることになる。特に1890年代の後半においては、農業問題は、国家の体制を揺るがすほどの問題になった。関税政策の評価をめぐる多くの議論が巻き起こった。工業育成関税論を説いたフリードリッヒ・リストを始祖とする歴史学派でも、カール・マルクスの自由貿易論の影響を受けた社会民主党でも、新関税政策に対しては賛否両論、意見は真っ二つに割れた⁽²⁾。

(2) 宇野弘蔵「プレントナーとテールー穀物関税に関する彼らの争論について」(1934年)、「ドイツ社会政策学会の関税論—1901年の大会に於ける報告並びに討議」(1935年)、「社会党の関税論—1898年ドイツ社会民主党大会に於ける論議を中心として—」(1936年)参照。以上いずれも『宇野弘蔵著作集第八巻』(1974年岩波書店)収録。

ドイツ労働者のほぼ半数を代表するものとして勢力を拡大した社会民主党にとっても、関税政策に対する態度決定は、きわめて重要な課題をなした。特に農業関税政策は、労働者の実質賃金に直接関係するものとみなされたが、それだけではない。社会民主党は、毎回議会選挙で議員数をのぼしていたが、さらにいっそう勢力を伸ばすためには、農村大衆の支持を獲得する必要がある。しかし、農業関税政策を支持すれば、農民の支持を集めることができるとしても、それでは、社会民主党も、ユンカーなど保守党と同じ反労働者的、反民主的勢力と区別が付かなくなる。社会民主党は、新農民的であることと親労働階級であることとは両立できない、とみずからジレンマに陥ってしまった。

農業問題が国民的ないし階級的論争のまとなっていた一方で、すでに1894年には穀物の世界市場価格は底を打った。その後、国内価格は、輸入証明書制度の導入も功をそうして、世界市場価格とともに上昇を続ける。そして、穀物価格が長期的に上昇傾向にあるにもかかわらず、宰相ビュローは、1902年には穀作農業と鉄工業との「結集政策」のスローガンのもとに、明らかに穀物関税率の引き上げを中心とする新関税法を成立（ただし、実施は1906年以降）させた。また同じ年に、植民地甘藷糖を保護する立場からイギリスがヨーロッパ大陸諸国に公正貿易を要求したことから、ブラッセル砂糖協定が締結された。これによって、甘藷糖と甜菜糖の激しい国際競争によってもたらされた砂糖危機が克服された。

それ以後は、国内の農業と工業との激しい対立も沈静化し、政治上の論争の中心は、農民問題や農業問題から、植民地主義や帝国主義戦争の問題に移っていった。小麦と砂糖の世界市場価格は、第一次大戦に至るまで、上昇傾向にあり、国内の小麦価格は、常に世界市場価格に対して関税率分だけ高く維持され

ていた。ドイツの農業は、過剰債務の危機を脱し、ますます信用が高まり、負債が増大する黄金時代を迎えた⁽³⁾。重工業も躍進した。世界市場は、世紀末の大不況を脱して、これまでになく繁栄していった。世界市場における高成長は、世界的な農業、工業の分業体制のいっそうの徹底化によるものであった⁽⁴⁾。

こうして、1870年代以降、世界市場は、90年代の反動を含みながらも、その発展方向を大きく転換することが明らかになった。19世紀中葉イギリス中心の自由貿易政策によるものから、ドイツの帝国主義的関税政策とイギリスの帝国主義的公正貿易政策によるものへの転換である。

以上のような事態の展開は、関税政策に賛成するにせよしないにせよ、解明すべき問題を提起した。すなわち、世界市場の発展と国内農業生産力の形成との関連、そしてそれらの相互作用に対する関税政策の影響をどのように理解するか、である。

世界市場における競争は、国内農業の生産力形成とどのように関係するのか。また逆に、国内の農業生産力形成は、世界市場の発展に対していかなる影響を及ぼすのか。そして農業と工業における関税率の引き上げは、19世紀中葉にみられたような世界市場の農工分業的發展を阻害し、単にドイツの農村階級を特権的に保護するだけのことに終わるのか。それとも、穀物関税政策は、むしろ世界市場において自由競争を促進し、ドイツの工業と

(3) Hess, K., Zur wirtschaftlichen Lage der Grosagrarien im ostelbischen Preussen 1867/71 bis 1914, Herausgegeben von Heinz Reif, Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik (1994, Akademie Verlag), pp.157~172.

(4) A. G. ケンウッド, A. L. ロッキード 著, 岡村国助, 岩城剛, 飯沼博一, 長谷川幸生 訳 『国際経済の成長—1820~1960』 (1977年文真堂) 第五章 参照

農業、ひいては世界的に農・工業分業を進展させることになるのか。穀物輸入の国有化案などは論外としても、関税政策は、そもそも自由主義的世界市場における工業と農業の生産力的発展に対して二律背反のものか。

この場合に、特に問題になった具体的な論点は次の四つに整理できる。

第一に、19世紀末の農業危機の原因をどうみるか、その農業危機と世界市場の発展、あるいはアメリカとロシアの輸出増大とはどう関連するか。したがってまた農業危機は、農業経営的発展により、あるいは世界市場的発展により、いかに克服されたか。またそれらのことは、農業の生産力形成とどう関係するか。

第二に、農業関税政策は、具体的になにを目標にしていたのか、そして、それは、国内生産に対してのみならず、世界市場の発展に対して、いかなる影響を及ぼしたか。その場合に、輸入証明書制度の補完的な機能をどうみるか。またブラッセル砂糖協定は、世界市場の発展とドイツの砂糖業ないし農業生産にいかなる影響を与えたか。要するに小麦と砂糖の世界市場の発展は、どのようなものであったか。そして、ドイツ農業は、これらの政策を通じて、小麦と砂糖における世界市場の発展において、いかなる地位をしめるようになったか。

第三に、世界市場との相互作用におけるドイツ農業の生産力形成といっても、その中心的な担い手は、だれか。ユンカーなどの大農場所有者兼経営者か、それとも、農民階級か。そして、世界市場でドイツを代表する生産力構造とは、具体的にどのようなもので、またいかなる地域に中心的に発達したか。ドイツの東北部か、または中部、西部か。

第四に、過剰債務や負債問題をどう理解するか。不動産抵当制度(ラントシャフトの信用制度)とは何であるのか、それはイギリスの借地農制度に対していかなる共通性と特殊

性をもつか。そして、その金融機構は、農業の生産力形成といかなる関係をもっているか。

第2節 研究史の概略

ここでは、以上の四つの論点に関連して、次のような三つの大きな研究の流れを紹介し、それらの意義について、簡単に検討を加え、本研究の問題関心をさらに具体的に明らかにしておきたい。

第一の研究の流れは、F.エンゲルス、バルブスやK.カウツキー、N.レーニンなどによって主張された考え方によっている⁽⁵⁾。ドイツ農業は、イギリス農業と同様に、土地所有が課す土地の制限性によって絶対地代(ドイツの不動産抵当制度においては抵当債務)が増大し生産費を高めるので、アメリカやロシアのような低地代、低コストの農業に対して競争力を失い、必然的に農業危機に陥る。

そしてこの場合に、借地農制に対して不動産抵当制の不合理な面があらわれる。というのは、イギリスの借地農制度では、大土地所有者は、直ちに破産した借地農を追い出し、それを、経営資本によって生産技術を改善し生産費を引き下げることのできる借地農と、割合容易に取り替えることができる。ところが、不動産抵当制では、自己経営する資本家的大土地所有者(ユンカー)は、経営に破産した自分を経営改善のための資本をもったほかの経営者と取り替えることは、ほとんど不可能だからである。したがって、もはや生産力形成の不可能な大農場経営を関税政策で救おうとすることは、ただ政治的にその特権的

(5) エンゲルス「フランスとドイツの農民問題」、大内力編訳『マルクス・エンゲルス農業論集』(岩波文庫、1973年)収録、バルブス、大藪輝夫・鈴木敏正訳「世界市場と農業恐慌」(『立命館経済学』第23巻第四号)pp.140-141、K.カウツキー、向坂逸郎訳『農業問題』(1946年)、N.レーニン、谷村謙作訳『農業問題と〈マルクス批判家〉』(国民文庫、1953年)。

地位を保護するだけのことになる。

バルブスやカウツキーの見方は、ドイツ農業、特に東エルベの大農場経営は、19世紀末以来経済的にはますます危機的様相を深めた、とする、その後通説になった見方の先駆をなした。この通説は、日本におけるドイツ農業史研究にも、大きな影響を与えた。たとえば藤瀬浩司は、「プロイセンの道」は不合理なものであり、「農場抵当負債の顕著な増大傾向は、ユンケル経営の内的崩壊要因累積の端的な表現である」⁽⁶⁾と述べている。

西ドイツのJ.プーレの研究⁽⁷⁾も、この流れに含めることができる。かれは、19世紀末葉の農業危機を1930年代の組織資本主義(ファシズム)への移行期の問題としてとらえる点では、次の第二の研究の流れに類似する。しかし、ユンカーの支配階級への帰属が、その経済的重要性が低下したときにおお政治的に大農の利益を保護することを保証したとするなど、カウツキーの方法的視角から決定的な影響を受けている。

第二の研究の流れは、農業危機と農業問題の発生を、資本主義一般の発展の帰結(したがって社会主義革命によって解決されるべきもの)というよりも、資本主義の発展段階、とりわけ19世紀以降、いわゆる帝国主義段階に固有なものとする理解である。これは、「農業の段階論的解明」という宇野弘蔵の方法論に影響を受けた栗原百寿、渡辺寛、大内力、宮下柁次などによって主張された⁽⁸⁾。宇

野は、『資本論』のような原理論と第一大戦以降の現状分析とを媒介する資本主義の世界史的発展の段階論的解明(重商主義論、自由主義論、帝国主義論)の領域において、農業理論を構成するという全く新たな課題に道を開いた。栗原百寿は、宇野の問題提起を受けて、原理論でも一国的分析でもなくて、広く一般的に「農業問題の世界史的な発展段階的諸法則」を系統的に研究することを目的としていたのであって、その後の同様な研究に与えた影響は、おおきかった。

このグループは、農業問題の捉え方では、細かくはそれぞれ異なっているが、19世紀末以降ユンカーなどによる大農場経営は、国際競争力ないし農民に対する競争力を完全に失い、崩壊すべき存在にすぎないものとなったと理解する点では、第一の考え方と共通している。また大内のいわゆる中農標準化論は、周知のように、一般的に農業生産力の中心的な担い手が農場経営から農民へと逆転すると主張することにより、国家独占資本主義の農民保護政策を根拠づけるものとなっている。

もともとは「中農標準化傾向」とは、栗原百寿『日本農業の基礎構造』(1943年)によって、第二次大戦前の日本において、ほぼ恒常的に一、二町規模の農家がふえ、それより上層も下層も減少する傾向⁽⁹⁾として実証されたものである。大内はこれを、「資本主義の帝国主義化にともなう現象」として一般化した。たしかに、帝国主義段階を「国家独占資本主義」の時代までふくめて、「中農標準化傾向」は「帝国主義段階に一般的にみられる現象である」といわれる以上、これを否定することは難しい。

しかし、帝国主義段階は、もっと典型的に、第一次大戦以前のイギリスとドイツに

(6) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』(1964年御茶の水書房) p.511。

(7) Puhle, H. J., Politische Agrarbewegungen in Kapitalistischen Industriegesellschaften, (1975), p.105.

(8) 栗原百寿『農業問題入門』(1953年)、渡辺寛『レーニンの農業理論』(1963年)大内力編著『農業経済論』(1967年)、大内力『農業経済学序説』(1969年)、宮下柁次『資本主義と農業恐慌』(1975年)。

(9) 大内力『日本に於ける農民層の分解』第一章参照。

ついて規定されるべきものとするならば、次の第三の考え方においてみるように、資本家的農業経営の解体がこの段階に一般釣にみられる現象になったなどと主張することはとうていできない。そして、その段階論認識を変更するとすれば、それを基準とする現状の分析における、中農標準化の意義づけ、あるいはいわゆる労農同盟論の展望も変わらざるを得ないであろう。ともかく大内農業理論の問題点は、根本的には、社会主義革命戦略論直結のためにしばしば時と所をかまわずに共通性を抽象するという方法によって構成されていることにある、というべきかもしれない。

第三の研究の流れは、大農場所有者兼経営者のための不動産抵当制度を生産力を高める金融上の手段とみなし、その制度を保護するものとしての関税政策に農業生産力形成上の機能を積極的に認める立場である。ヒルファーデングは、この点をだいたい次のように簡潔に述べている⁽¹⁰⁾。

特に1895年以後、穀物価格の低落傾向が反対の傾向に「負けて」からは、農業関税が、地代所得をはなはだしく増加させた。地代所得の増大は、土地価格を上昇させた。一方、農業関税の引き上げによる土地価格の上昇は、不動産抵当金融への金融資本の関心を増大させた。この金融の拡大については、他の事情が不変ならば、土地価格の高さが決定的である。土地価格が高ければ高いほど、抵当借入れはそれだけ大きくなりうる。こうして、農業関税の引上げは、農業における新たな固定資本投下に、経営の集約度の増進に、そして経営資金の借入れの増加に、したがってまた銀行資本のこの部面への貸し出しの拡大に、刺激を与えた。

ヒルファーデングの以上の見方は、農業生

産力形成の中心的な担い手を大農場所有者兼経営者（ユンカー）とみなして、それに不動産抵当制度と関税政策を関連づけている点で、第一と第二の見方と全く異なる。また抵当負債の増大は、生産力形成を進めるものとして、肯定的に理解される。通説に反するこのような見方は、東ドイツのD. バウデイスとH. ヌスバウムさらにK. ヘスの研究において発展させられた⁽¹¹⁾。前二者は、プーレの「純粹に経済的にみれば東エルベの地主は損失企業であった」という指摘を、事実無根として批判している。なお、この時期のドイツ農業の集約化の進展を農業革命と評価するパーキンスの研究も、この第三の見方に属すると見ることが許されよう⁽¹²⁾。

パルプスとカウツキーにとっては、大土地所有者は土地の制限性に依拠して高地代＝高生産費（不動産抵当制度のもとでは、高額な債務支払い）をもたらずだけの存在である。本来的に生産技術を改善し、生産費を引き下げる主体は、イギリスでは借地農であり、ドイツでは、大農場所有者でもある経営者である。しかしドイツでは大農場の所有者兼経営者は、過大債務の状態にあって、もはや経営改善のために資本がえられない。しがってパルプスやカウツキーにとっては、関税政策は、後進的な農業国からの低地代＝低生産費による競争に対して、政治的に自国の高地代＝高生産費農業を保護し、農工対立を激化させるだけの不合理きわまりないものにすぎない。

それに対して、ヒルファーデングにとっては、大土地所有者兼経営者は、不動産抵当制度のもとで金を借り、土地に投資することに

(11) Baudis, D., & Nussbaum, H., *Wirtschaft und Staat in Deutschland vom Ende des 19. Jahrhunderts bis 1918/19*, Hess. K. 前掲書

(12) Perkins, J. A., *Agricultural Revolution in Germany 1850-1914*, published in the *Journal of European Economic History*, spring 1981, pp.27-46.

(10) R. ヒルファーデング、林要訳『金融資本論』(下) pp.121-125。

よって、積極的に優等地を作りだし、自ら農場を経営し、農業の集約化（農産物の生産費低下）を進める主体である。関税政策は、そのような農業生産力形成を保護することによって農工対立を緩和させるものと理解される。大土地所有の負債が増大することは、その信用が高いことをしめすものであり、農業の生産力形成が進んで（債務の回収を超過する）収益がもたらされることを意味する。関税政策がその過程を促進するのであれば、それは、合理的であり、歴史的に必然的なものである、ということになる。

バルブスとカウツキーが、関税政策は世界市場の発展を阻害し、高地代（高額抵当債務）を固定するだけのものとみなしたのは、強制競売が蔓延し、農工利害が激しく対立し、農業危機の克服の展望がまだはっきりしない1890年代後半のことであった。それに対して、ヒルファーディングは、『金融資本論』を、1902年ビューローの関税引き上げが成功し、実際に履行された1906年以後、1907年に公刊している。

ヒルファーディングにとっては、重工業生産の急成長と固定資本形成、金融、カルテル関税という一連の関連を解明することに主題があった。かれは、工業や金融資本は、農業関税をつうじて、農村諸階級の「利害関係をそれ自身の利害関係に従属させる」という視点から、農業関税政策の経済的機能を決して十分であるというわけではないが分析した。そして、国内の農工業対立の解消の理由、さらに世界市場と農業生産力の相互作用に対する農業関税政策の影響などに関して、簡単ながら展望を示すことになったのである。

第3節 課題と構成

農業（別に農業に限られるわけではなく産業一般にあてはまるのであるが）における生産力形成とは、多かれすくなかれ固定的な面積の農業用地においてアダム・スミスのいわゆ

る固定資本（ドイツ語表現では土地資本）を形成し、経営的スキルおよび労働の投入によって、農産物の生産を単なる量のタームではなく効率性のタームで増大させること（資本の集約化）を意味する。すなわち、資本家的農業生産の目的は、土地単位面積当たりの産出高を高めることにより、生産費用を全般的に引下げ、収益を最大化することにおかれる。農場では、設備投資の増大によって技術的進歩の可能性を実現し、そのもとで、労働と生産におけるスケール・エコノミーを通じて実質的に生産費を低下させ、産出量の単位当たり収益を増大させることが試みられる⁽¹³⁾。

小麦を栽培し販売する農場では、創出される価値（付加価値） V は、定義によって、一般的に次の公式で表される。ただし、 $R = pQ$ （ p は小麦単位の市場価値、 Q は小麦の年間生産販売数量）、 $M = gHQ$ （ g は肥料・種子など原材料の価格、 H は生産物単位あたりに必要な原材料の数量、 Q は上と同じく、小麦の生産販売数量）、とする。

$$V = R - M = pQ - gHQ$$

次に、等式の右辺を変換していく。ただし、 $Y = wL$ （ w は労働時間単位あたり賃金、 L は年間に雇用される総労働時間数量、 $F = rS$ （ r は一般的利子率、 S はその農場の固定資本金額で、 F は、絶対地代（抵当債務を含む）、とする。

$$V = (p - gH)Q - (rS + wL) + (rS + wL) \\ = \{pQ - (gH + rS/Q + wL/Q)Q\} + (rS + wL)$$

小麦単位量に要する生産費用を c とすれば $(gH + rS/Q + wL/Q) = c$ であるから、これを上の価値創出等式に代入すると、次の等式が得られる。

$$V = (p - c)Q + wL + rS$$

この等式によれば、農場における価値の創出は、絶対地代（抵当債務をふくむ）および

(13) Perkins, J. A., 前掲書, pp.34.

労働費の両支出を回収し、さらに超過利潤 $(p-n)Q$ をもたらしうるものであることが、明らかになる。この場合に、固定資本の形成により、単位面積あたりの収量 Q がより多く、かつ費用 n がより小さいので、収益がより多い農業経営が農業生産性がより高いということになる。

創出された価値（付加価値）から労働費を差し引いた額、つまり、超過利潤と平均利潤の合計は、差額地代と絶対地代（抵当債務を含む）の合計として、農場を実際に生産に提供することに対する報酬をなす。土地所有者にとってのこの地代収入は、一般利子率で資本還元され、自己が所有する（地代/利子率の価値に等しい）固定資本（農業の機械設備を含む）が自然に生み出す利子とみなされる。それゆえに、地代（利子）は資本に対する報酬であり、資本収入または資本所得を意味する⁽¹⁴⁾。

小麦の市場価値 p が生産費 c より大きければ大きいほど、かつ生産販売量 Q が多ければ多いほど、その農場は、より多くの超過利潤をうみだす。単位面積あたりの収穫量が大きく、それゆえ単位量あたりの生産費がより少ない農場経営は、超過利潤を生み出すより優等な農場経営である、ということになる。優等地、劣等地というように、小麦供給の生産力を、農場の単位面積あたりの収穫量（集約度）で代表させることができるのは、以上のことによるといってよいであろう。

一定の需要に対して、優等農場からの供給は制限されざるをえない。それゆえ、最終的にその一定の需要を満たすより劣等な農場の生産費によって市場価値は決定され、その一方でより優等な農場には超過利潤が発生する。もしある農場で、 $p=n$ が成立するならば、

その農場は、世界的に広がる耕作圏において、最劣等農場であり、その労働が（支出された労働費と固定費の回収をもたらす）限界的な価値を生産する小麦の限界供給農場であることを意味する。

さて、世界的に小麦や砂糖の生産費が低下するか、またはその過剰生産の状態があらわれて、市場価格 p が低下傾向にある場合には、特に違う作物に転換できないし、耕作放棄もしない農場は、新しい固定資本形成によって、みずから小麦や砂糖の生産費 n を切り下げること余儀なくされる。そうしなければ、資本収入の減少や破産を免れないからである。あるいはすでに生産費が市場価値を上回るような農場では、資本収入はえられず、経営は破産状態にある。この場合に、その農場では、小麦や甜菜の生産が継続して行われるためには、強制競売に付されるにせよ、付されないにせよ、農場の単位あたり生産高を抜本的に改善するための固定資本形成が必要となる。これらが、世界市場が農業の生産力形成に及ぼす影響である。

一方、一般的に需要が増大し、市場価値 p が上昇する傾向にある場合でも、多くの農場で、生産量と資本収入は増大し、固定資本価値も上昇して、不動産信用がたかまるので、生産費を引き下げる固定資本投下は行われうる。こうして、優等農場が新しく造成され、そのより優等な農場からの供給量が相当に増大することになるならば、市場価値の上昇とより劣等な農場の耕作圏への参入は抑制されるばかりではなく、より劣等な農場を耕作圏から追放するような市場価値の低下さえも起こりうるのである。これが、固定資本形成による農業生産力形成がもたらす世界市場への影響である。

第一次大戦までは、ドイツ農業の危機あるいは不況そして好況は、世界市場における景気のリズムとほぼ完全に一致していた。では、19世紀末葉の小麦と砂糖の世界市場的発展

(14) Hoffmann, W. G., *Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts*, 1965 pp.506~508.

は、ドイツの農業生産力の形成にいかなる影響を及ぼしたか。逆に、そのドイツの農業生産力の形成は、世界市場の発展にいかに反作用したか。また、関税政策は、農業生産力の形成と世界市場の発展との相互作用に対して、いかなる関連をもったか。そして、世界市場に影響を及ぼすようなドイツ農業の生産力構造はいかなるものか。またその生産力形成のために、いかなる金融機関がいかなる役割を演じたか。

本論文の課題は以上のように設定された。以下の6つの章において、順次この課題に答えていくことにしよう。

第1章 農業発展に於けるプロイセンの道

ドイツ東北部においては、16世紀以来、バルト海経由で、西ヨーロッパに穀物を供給する領主農場が発展した。ユンカーと呼ばれる領主貴族は、大量の労働を支配する一方で、農場を抵当に入れて資金を調達し固定資本形成を進め、輸出穀物の生産力増大をはかった。ユンカーは、19世紀前半プロイセン改革によって、資本・賃労働にもとづく近代的な農企業を確立した。ユンカーは、イギリスから最新技術を輸入し、イギリスに穀物を輸出し、イギリスの国際的自由貿易運動の主要な担い手になった。ユンカーの不動産抵当負債と固定資本形成は間断なく増大した。特にイギリスの穀物法廃止後1850年代以降、ユンカー経済はかつてなく繁栄した。

第2章 19世紀末農業危機の発生

1870年代以降、アメリカやロシアからの西ヨーロッパへの小麦輸出が増大するとともに、世紀末に向けて、小麦の世界市場価格は下落していった。同時に、ドイツなどヨーロッパ大陸諸国が、小麦価格の下落を甜菜糖の輸出増大でカバーしようとしたので、砂糖世界市場も過剰生産に陥った。このもとで、ユンカー経営における国際競争力の喪失が明らかになった。収益が得られず債務を支払えない多数のユンカー農場が危機におちいった。

しかし、ユンカーは農業危機からの脱出を必ずしも農業関税の導入に求めたわけではない。ユンカーは、危機からの脱出を、耕種農業のさらに徹底的な集約化に求めた。固定資本の形成と農業の集約化をさらにいっそう押しすすめ、国際競争に勝ち抜くことによるのみ、農業危機は克服されるであろう、と考えられた。実際に、帝国政府による穀物輸入関税の導入は、国内に利害関係者の対立をもたらすばかりで、何ら農業問題を解決するものではなかった。

第3章 ドイツ関税政策の展開

穀物関税政策がはらんでいた矛盾は、従来の同一証明書制度の改定（輸入証明書制度の導入）によって解決された。1890年代後半以降、穀物世界市場価格が一般的に上昇する傾向にあり、またアメリカ産小麦がむしろ国内需要に向けられるようになった。そのために、70年代以降アメリカの競争によって穀作から畜産に転換したイギリスなどに、再び広大な小麦・穀粉輸出市場が開かれた。かくて東北ドイツは、小麦・小麦粉の大輸出地域としてよみがえった。一方19世紀をつうじて、砂糖の需要が増大したために、熱帯植民地における甘藷糖の生産に加えて、東欧における甜菜糖の生産と輸出が、関税や輸出奨励金によって保護されながら急速に拡大した。しかし、1870年代以降の「砂糖危機」のもとで、甘藷糖の生産は、圧迫され縮小を余儀なくされる一方で、また甜菜糖国でも、財政負担の増大が問題になってきた。ここに、1902年、植民地甘藷糖業に投資するイギリスを含めて、ヨーロッパ諸国13か国の間で、いわゆるブラッセル砂糖協定が締結される。この協定のもとで、ドイツは、協定以前にもまして甜菜糖の輸出を増大させ、ロンドン市場をほとんど独占するまでになった。

第4章 ドイツ農業の生産力構造

ドイツ農業が小麦と砂糖の世界市場的発展において確固たる地位を維持することができ

た根拠は、農業と糖業とが結びつき、それによってそれぞれが高度な集約化（生産力高度化）を実現しえたことにあった。特に90年代以降、不況期の東北ドイツで農業の高度な集約化過程が甜菜糖工場の大規模化と結び付いて、中部ドイツのそれをはるかに凌駕するテンポで進行した。ユンカーは、抵当負債によって資金を調達し糖業株式会社に投資する一方で、その株主としての「義務甜菜」制度によって、相当量の良質な甜菜を工場に出荷した。一方で砂糖工場の側からも、大穀作農場に対する良好な結合が生まれた。ブラッセル砂糖協定によって公認されたカルテル砂糖関税が、国内砂糖価格を高く維持しつつより安価な砂糖の大量輸出を可能にし、糖業に高利潤をもたらした。このことが、甜菜を供給する大農場に対して、価格を相対的に高く維持することを可能にした。もともと東北ドイツの農業集約化の著しい進展のためには、甜菜（その他根菜類）栽培の輪作への導入は不可避であった。根菜類に向けられる耕地面積の拡大は、明らかに穀物の単位面積当たり収穫高を増大させた。さらに根菜類栽培の拡大は、大量の飼料を提供し畜産部門を拡張させた。かくしてここに東北ドイツのユンカー農業企業によって典型的に示される高度集約的混合農業が成立した。

第5章 ドイツ農業の金融機構

ユンカー階級は、特に19世紀70年代以降、小麦と砂糖の世界市場競争が激しくなると共に、従来どおりのいわゆる「不動産抵当制」にもとづくが、まったく新しい金融機関（銀行を併設する「新ラントシャフト」）を作り出した。それは農場の固定資本形成のための巨額かつ長期的な資金需要に応じるのみならず、キャッシュフローや流動資産の増大に伴う短期資金需要にも応じることを目的としていた。前者の資金需要に応じるために発行される抵当証券がラントシャフト銀行によって一般に売却された。また後者の資金需要に応

じるために、ラントシャフト銀行は商業信用業務などを行った。銀行は、まさに一般のドイツの商業銀行と同様にユニバーサルバンキングを実行した。ここに、土地価格と抵当価値の上昇、農場の抵当証券化、より有利な抵当証券の順調な流通、農業の固定資本形成、農業の一段の集約化、土地価格のさらによい上昇、という好循環が生まれた。もはや「過剰」負債は問題になり得なかった。農業危機の原因は、不動産抵当信用の「過剰」というよりも、流動資産の不足にあった。それゆえ農業危機の克服は、関税政策による小麦・砂糖価格上昇そして現金貯蔵と流通信用の拡大による流動経営資産の確保によって始めて可能になった。ラントシャフト銀行は、流通信用の拡大により、大農場の流動資産確保に重要な貢献をした。

終章 農・工業における固定資本の形成

1870年代以降ドイツでは、帝国の成立といわゆる結集政策のもとに、農業は、工業と共に著しく発展した。工業の発展の中心地が、ライン・ベストファーレンであったのに対して、農業のそれは、ポーゼン州などドイツ東北部に展開された。ドイツにおけるイギリスを凌駕するほどの輸出工業の発展は、工業企業家がなによりも、株式会社制度とユニバーサルバンキングによって、社会的資金を石炭と鉄の混合企業の固定資本形成に集中し高度な生産力を実現したことによるものであった。それと同様に、ユンカーなど農業企業家は、不動産抵当制度とユニバーサルバンキングによって、社会的資金を農業の固定資本形成に集中し、高度集約混合農業の発展を実現した。抵当証券と株式証券と国債証券は互いに競合関係にあったが、いずれもユニバーサルバンキングによって順調に流通した。固定資本の形成と流動化という点では、いずれの証券も証券市場をつうじてまったく同様の機能を果たしたわけである。